

議案第19号 港区立図書館条例の一部を改正する条例について

芝五丁目複合施設の設置に伴う港区立三田図書館の位置の変更を行い、また、港区立みなと図書館に指定管理者制度を導入するため、「港区立図書館条例（平成二十年港区条例第三十三号）」の一部を改正します。

1 改正内容

(1) 港区立三田図書館の位置の変更

現在整備中の芝五丁目複合施設に港区立三田図書館が移転することに伴い、街区符号及び住居表示が付定されたことから、第二条第2項表中の港区立三田図書館の位置を「芝五丁目28番4号」から「芝五丁目36番4号」に変更します。

(2) 港区立みなと図書館の指定管理者制度導入

第7条中の指定管理者の管理運営に関する「港区立みなと図書館」の除外規定を削除し、「港区立みなと図書館」に指定管理者制度を導入します。

2 施行期日

1(2)の規定は、公布の日から、1(1)の規定は、港区教育委員会規則で定める日から施行します。(令和4年4月1日予定)

3 今後のスケジュール(予定)

令和2年4月上旬	港区立みなと図書館指定管理者候補者の公募
9月中旬	令和2年第3回港区議会定例会 港区立みなと図書館指定管理者指定議案提出
令和4年4月1日	指定管理者による港区立みなと図書館の運営開始 港区立三田図書館の移転開設